

南区国際交流ラウンジ要綱

制定 平成 22 年 8 月 20 日 南地振第 692 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針（平成 18 年 4 月 1 日 都市経営局国際政策課制定）」に基づき、南区国際交流ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （1）「外国人市民」とは、南区内に外国人登録をしている者をはじめ、区内に在住、在勤、在学、滞在する日本語のわからない者等をいう。従って、日本国籍に帰化した者、中国帰国者等、日本国籍を有する者で日本語や日本の生活習慣等のわからない者などを広く対象とする。
- （2）「相談」とは、日常生活に関する一般相談であり、専門的な相談については、既存の相談制度あるいは他機関の専門相談を活用するための紹介や通訳派遣を行うなど、補完的役割を果たすものとする。

（実施場所）

第 3 条 ラウンジは、南区浦舟町 3－4 6 の「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ（以下「みなみラウンジ」という。）」内におく。

（事業）

第 4 条 ラウンジは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- （1）外国人市民に対する情報提供・相談
- （2）情報の収集・整理
- （3）人材育成
- （4）外国人市民との交流
- （5）その他

（事業の所管）

第 5 条 事業の所管は、南区総務部地域振興課とし、地域振興課長が統括する。

（運営）

第 6 条 ラウンジの運営は、南区長が選定した団体に委託する。

（開業時間）

第 7 条 ラウンジの開業時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

（休業日）

第 8 条 ラウンジの休業日は、みなみラウンジの休館日と同一とし、1 月 1 日から 1 月 3 日まで、1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで及び毎月第三月曜日とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、ラウンジの運営に関し必要な事項は、別途区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。